

仕 様 書

I 概要

- 1 目 的 収集センター北事務所で使用する電力の調達
- 2 需要場所 和歌山市出島 7 9 番地 1
- 3 業種及び用途 官公署（事務所）

II 仕様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式等

- (1) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- (2) 供給電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 V
- (3) 計量電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 V
- (4) 標準周波数 6 0 H z
- (5) 供給方式 1 回線受電

- 2 契約電力及び予定使用電力量

- (1) 契約電力 常時電力 6 3 k W

※ただし、実際の取引において各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と前月 1 1 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (2) 予定使用電力量 1 2 8, 8 0 4 k W h

※令和 9 年 3 月 1 2 日～令和 1 0 年 3 月 1 1 日までの電力量見込み。
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり。)

- 3 供給期間

令和 9 年 3 月 1 2 日 0 時から 令和 1 0 年 3 月 1 1 日 2 4 時まで

- 4 電力量等の検針

自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

- 5 需給地点

需要場所構内引込口に和歌山市が敷設した 6 . 6 k V 断路器電源側接続点

- 6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用電力計及びその付属装置は除く。

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用電力計及びその付属装置は除く。

Ⅲ その他

- 1 力率は、力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件（高圧）による。ただし、燃料費調整額については、入札時の基準燃料価格等の算定諸元を契約期間中用いることとする。
- 4 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - （1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （2）使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （3）力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
 - （4）契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）に円未満の端数がある場合は、第3位以下を切り捨てる。
 - （5）料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(別紙)

月別予定使用電力量 収集センター北事務所

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和9年3月	12,084
令和9年4月	9,699
令和9年5月	7,666
令和9年6月	8,884
令和9年7月	11,202
令和9年8月	12,061
令和9年9月	12,880
令和9年10月	9,702
令和9年11月	7,808
令和9年12月	10,001
令和10年1月	12,939
令和10年2月	13,878
計	128,804